

# IV. 総合戦略

# 第1章

## 総合戦略の概要

### 1. 総合戦略の趣旨と背景

本市では、国や滋賀県の総合戦略を勘案した上で、「第2次野洲市総合計画」との整合を図りながら、令和3年3月に「第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。取組にあたっては、「第2次野洲市総合計画」の施策・取組方針の一部を「第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策として位置づけ、人口減少克服及び地方創生に向け、総合計画・総合戦略の両計画の取組を一体的に推進してきました。

この間、国においては、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざして、令和4年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定されました。

さらに、令和6年10月に設置された「新しい地方経済・生活環境創生本部」は、これまでの10年間に渡る人口減少問題等、地方創生への取組に係る反省点を踏まえ、令和7年に「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）を策定し、次の10年後のめざすべき姿を提示し、新たな「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定されました。

本市では、「第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間終了に伴い、国の構想や総合戦略及び滋賀県の地方版総合戦略を勘案し、人口減少問題等への効果的な取組を推進するために「第3期野洲市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定します。

### 2. 総合戦略の位置づけ

総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を市民と共有する最上位計画です。一方、総合戦略は、人口減少克服と地方創生を目的としているため、その範囲は限定されます。

このため、総合戦略は、第2次野洲市総合計画を踏まえた上で、地方創生2.0基本構想及び新たな「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に資する特定の施策に特化した戦略として位置づけ、総合計画における各政策を分野横断的に取り組むことで、総合戦略の基本目標の達成を目指します。

### 3. 総合戦略の期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 4. 基本目標

国の構想のほか、国及び県の総合戦略の内容を踏まえ、地方創生の実現に向けた基本目標を次のとおり設定します。

### 基本目標 1

安心して働き、暮らせる生活環境をつくる

### 基本目標 2

付加価値創出型の新しい経済循環をつくる

### 基本目標 3

新たな人の流れを生み出す魅力的なまちをつくる

### 基本目標 4

AI・デジタル等の新技術を活用し、地域課題を解決する

## 第2章

# 総合戦略における取組

### 基本目標1 安心して働き、暮らせる生活環境をつくる

すべての家庭が安心して楽しく子育てができる地域づくりや、子育てと仕事を両立できる環境整備、また、困難を抱える子育て家庭への支援等に取り組み、「野洲で子育てしたい」と思えるまちづくりを展開します。

地域特性や市民ニーズを捉えながら、文化施設や医療・福祉施設等の都市機能の充実と、安全・安心な居住環境の整備により、健康で快適な生活環境を構築します。また、生涯学習やスポーツ・文化芸術活動への支援や、健康づくりや生きがいづくりの取組を推進し、「野洲で住み続けたい」と思える魅力的なまちづくりを展開します。

複雑化・多様化する地域課題の解決や地域活性化に向け、市民・事業者・自治会や県・周辺市町・大学等の教育機関も含めた多様な主体の連携によるまちづくりを進めます。また、女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが気軽に地域活動やボランティア活動等へ参加し、交流できる地域づくりを進めます。

#### 基本目標1-1 子育てしやすい環境の整備

保育施設の整備や保育人材の確保等により、子育てと仕事を両立できる環境整備を行うとともに、地域における子育て支援の充実を図り、安心して楽しく子育てができる環境を整備します。

また、地域や関係機関との連携のもと、子育てに関する様々な困り事や不安に対する相談支援体制の充実を図ります。

総合計画（基本計画）での位置付け	
施策	取組方針
1-1	① 子育て家庭への支援の充実
1-1	② 安心して子育てできる環境の整備

#### 基本目標1-2 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

医療・商業等の都市機能や居住空間がまとまって立地し、拠点間及び居住地を公共交通で結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を図るとともに、地域の防災・減災機能や交通安全対策を強化し、誰もが安全で快適な暮らしを実現することができる環境を整備します。

子どもから大人まで誰もが生涯学習や生涯スポーツ・文化芸術活動に親しみ、楽しめるまちづくりを推進し、様々な世代の市民が心身ともに健康に生活ができる活力あるまちづくりを推進します。個人による健康づくりや生きがいづくりの支援のほか、医療・介護提供体制の整備や地域で多様な主体が支え合える環境づくりを推進し、あらゆる世代の市民が心身ともに健やかに生活できる環境づくりを推進します。

総合計画（基本計画）での位置付け	
施策	取組方針
1-4	① 生涯学習・生涯スポーツの機会の提供
1-4	③ 文化芸術の振興
1-4	④ 学びを支える資料や情報の提供・読書の振興
4-4	② 総合的な防災体制・災害時応急体制の確立
4-6	① 公共交通の利便性の向上

### 基本目標1-3 多様な人々の活躍によるまちづくりの推進

コミュニティセンター等の活動拠点の機能強化や、市民活動団体や自治会への支援の充実により、市民活動や自治会活動の活性化を図り、多様な人々が主体的に地域づくり・まちづくりに参加できる環境を整備します。

総合計画（基本計画）での位置付け	
施策	取組方針
5-1	① 市民活動の継続的な支援
5-1	② 持続可能な自治会活動への支援
5-2	① 多様な手段を用いた広報・広聴活動の充実

### 基本目標1-4 誰もが活躍できる社会の推進

女性、高齢者、障がい者や外国籍の人等、誰もが活躍できる地域社会の実現に向け、交流の拠点づくりや市民・自治会・事業者・大学・行政のネットワークづくりに取り組みます。誰もが役割と生きがいを感じながらともに生きる「地域共生社会」の実現に向け、多様な主体と連携しながら取組を進めます。

総合計画（基本計画）での位置付け	
施策	取組方針
1-5	② 男女共同参画の推進
1-5	③ 多文化共生の推進
2-2	① 健康づくり活動と社会参加の促進

## 基本目標2 付加価値創出型の新しい経済循環をつくる

人口減少の影響も相まって、産業分野等での人材不足・高齢化が深刻化しており、持続可能な経済活動を行うためには、従来の施策を推進する以外にも、分野間を超えた連携や地域資源を最大限に活用した高付加価値型の経済への転換が求められています。

本市の特色・強みを生かした産業の振興を図り、「野洲で働きたい」と思えるまちづくりを展開するとともに、創業支援や勤労者福祉の充実を図り、野洲市で若者や女性が安心して働ける環境を整えます。

### 基本目標2-1 まちの特性に応じた、生産性が高く、稼ぐまちの実現

京阪神方面、中京方面双方との近接性や交通インフラの整備状況等から、産業立地に大きな可能性を有したまちという特性を生かし、事業者が操業しやすい環境整備を支援します。また、地域を支える商店等の小規模事業者の経営安定や発展に向けた支援を行い、商業の振興を図ります。

農林水産業の経営基盤の強化や後継者の確保支援、農産物等のブランド力の向上に取り組み、農業経営の持続化と安定化を図ります。

総合計画（基本計画）での位置付け	
施策	取組方針
3-1	① 産業用地の確保と事業所の立地促進
3-1	② 地域商業の基盤強化の支援
3-2	② 農産物等のブランド力向上

### 基本目標2-2 安心して働ける環境の実現

創業を希望する人への支援を充実し、地域発の産業の拡充と雇用の創出を進めます。併せて、勤労者福祉の充実等、企業とも連携し、誰もが安心して働ける環境づくりに取り組みます。

総合計画（基本計画）での位置付け	
施策	取組方針
3-1	③ 創業支援の強化と雇用の創出

## 基本目標3 新たなひとの流れを生み出す魅力的なまちをつくる

高い交通利便性を生かした快適な生活環境と、豊かな自然に囲まれたうるおいある暮らしを両立できる魅力のあるまちづくりを進め、「野洲に住みたい」と思えるまちづくりを展開します。また、産業、観光、歴史文化等の各面から、地域外住民と地域住民の交流・連携を進め、「野洲に行きたい・関わりたい」と思えるまちづくりを展開します。

### 基本目標3-1 移住・定着の推進

地域特性や市民ニーズに合わせた計画的な土地利用の推進と、良好な住宅・住環境の整備により、市外からの移住・定着を促進します。また、空き家・空き地の利活用を促進し、土地の有効活用を図ります。

総合計画（基本計画）での位置付け	
施策	取組方針
4-1	④ 未利用地の利活用促進

### 基本目標3-2 新しいつながりの創出

三上山や琵琶湖等の豊かな自然や、社寺や史跡等の豊富な地域資源の魅力を発信し、また、新たな観光資源の掘り起こしを進めることで、観光客数の増加と野洲市に関わりを持つ関係人口の増加を図ります。

総合計画（基本計画）での位置付け	
施策	取組方針
3-3	① 観光情報の収集・発信の充実
3-3	② 観光資源の磨き上げと環境整備
3-3	③ 観光振興のあり方の検討と地域資源の活用促進

## 基本目標4 A I ・デジタル等の新技術を活用し、地域課題を解決する

Society 5.0 の推進に向け、情報通信基盤等の環境整備や新たな技術の情報収集及び実現可能性の検討を進めます。また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向け、経済・社会・環境の三側面が統合し、相乗効果を生み出す SDGs の理念に沿い取組を推進します。

産業分野等での人材不足や地域交通の利便性向上など、A I ・デジタル等の新技術を活用することにより、業務の効率化・地域の生活環境改善が期待できる事案が多く存在します。従来の方法では解決できなかった事象について、積極的に新たな技術・手法等でのアプローチを検討・実施します。一方、デジタル化が進む中、デジタルデバイドが生じないよう、誰一人取り残さない取組を推進し、持続可能な地域社会の形成を図ります。

### 基本目標4-1 Society5.0 の推進

新たな情報通信基盤の積極的導入や、官民のデータ利活用の仕組みづくりを推進し、業務プロセスの標準化や行政手続き・行政事務の電子化・ペーパーレス化等を進め、行政サービスの効率化と質の向上、さらには地域課題の解決に活用することで、地域における Society 5.0 の推進を図ります。

総合計画（基本計画）での位置付け	
施策	取組方針
5-3	③ 先端技術の導入と電子化の推進

### 基本目標4-2 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

多様な主体の連携のもと、低炭素社会・循環型社会の形成を進めるとともに、環境保全と経済発展が両立し、様々な地域課題の解決につながる持続可能な地域づくりを進めます。

総合計画（基本計画）での位置付け	
施策	取組方針
3-2	③ 農地、森林、水環境の良好な保全
4-2	① 自然環境の保全並びに低炭素社会の形成
4-3	② 循環型社会の形成